大阪府若年被害女性等の早期把握事業実施要綱

令和６年６月10日付子家第1556号

１　目的

この事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

２　実施主体

本事業の実施主体は、年間を通じて若年女性の支援を行う、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「団体」という。）のうち、大阪府（以下「府」という。）が別に定めるところにより補助する者（以下「事業者」という。）とする。ただし、以下の団体を除く。

①　暴力団(大阪府暴力団排除条例(以下「条例」という。)第２条第１号に規定する

暴力団をいう。以下同じ。)

②　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは成員に暴力　　団員等(条例第２条第２号に規定する暴力団員及び条例第２条第３号に規定する暴力団員等並びに同条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当する者がある団体

③　宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

３　支援対象者

本事業において支援を行う対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代までの女性であって、府が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

４　事業内容及び実施方法

本事業においては、事業者は、以下の（１）早期把握事業及び（２）支援調整会議等参加促進事業を行うことを必須とし、（３）シェルター等提供事業及び（４）自立支援及び定着支援事業を行うことは選択とする。

なお、各事業実施の過程において、若年被害女性等が児童福祉法第４条に定める児童（満18歳に満たない者。以下「児童」という。）の場合は、児童による説明等から当該児童が保護者からの児童虐待を受けたと思われる場合や、要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第６条及び児童福祉法第25条の規定に基づき、都道府県及び市が設置する児童相談所等（原則、当該児童の保護者の居住地を管轄する児童相談所）に速やかに通告するものとする。

（１）早期把握事業

本事業では、困難を抱えた若年被害女性等に対して、以下の（ア）のうち①もしくは②のどちらか（もしくは両方）及び（イ）の①から④の支援を実施する。

（ア）早期把握

①　見回りによる早期把握

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、夜間の街頭パトロールを行い、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援を、原則として年度中に24回以上実施する。なお、パトロールの時期は問わない。

②　SNS・ICTを活用した早期把握

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）ネットパトロールによる早期把握を、原則として年度中に200時間以上実施するとともに、団体のウェブページやSNS、連絡先などを記載したターゲティング広告（プッシュ型通知含む）なども活用し、若年被害女性等の早期把握を実施する。

（イ）相談及び面談

①　若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口において、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。

②　見回りにおいて声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、シェルター等を利用していた若年被害女性等からのその後の相談にも対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

③　アウトリーチ支援や面談等を通じて自立に向けて福祉サービスが必要となった場合、若年被害女性等が居住する地域の市町村等に連絡し、必要な支援につなげる。

④　事業者は、相談対応職員が、若年被害女性等が抱える様々な困難な問題に適切に対応できるよう、相談技能向上のための研修受講機会の確保に努める。

（２）支援調整会議等参加促進事業

事業者は、上記（１）（イ）の相談及び面談を行った若年被害女性等の支援に関し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）第15条に基づく支援調整会議（女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議・個別ケースに関する支援調整会議を含む。）等への参加を求められた場合は、参加しなければならない。

（３）シェルター等提供事業

本事業では、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所や、食事など日常生活上の支援（以下「シェルター等」という。）を提供し、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

①　シェルター等の提供期間

シェルター等の提供は一時的なもの（１日から３日程度）を原則とするが、若年被害女性等の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、シェルター提供報告書（様式A）により府に報告し、府が必要と判断した場合は引き続きシェルター等を提供し、支援を実施できることとする。ただし、提供期間は最大14日までとし、14日を超えてシェルター等の提供が必要であると考えられる場合は、行政機関に引き継ぐものとする。

②　シェルター等の提供体制

（ａ）シェルター等の提供に当たっては、基本的な感染症拡大防止対策を行い、若年被害女性等の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに若年被害女性等と連絡が取れる体制を確保する。

（ｂ）若年被害女性等の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障がいあるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な若年被害女性等を受け入れる場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等によるきめ細かな支援を提供すること。

③　留意事項

（ａ）シェルター等を提供し、支援を行う場合は、若年被害女性等本人の同意を得ることとする。若年被害女性等が児童である場合は、シェルター等の提供は原則行わない。（児童である若年被害女性については、帰宅を促すこととし、帰宅が困難な場合は、警察等に連絡するとともに、必要に応じて児童相談所へ通告を行う。）

（ｂ）性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる若年被害女性等については、医療機関と十分な連携を図りながら支援すること。

（ｃ）シェルター等を提供した若年被害女性等について、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、事業者は、若年被害女性等の居住地の市町村等に連絡し、必要な支援につなげる。

（４）自立支援及び定着支援

一定期間、継続的に福祉的な支援が必要と判断される若年被害女性等や、居場所での支援が長期化する（短期間の利用の累計で２週間を超える場合）若年被害女性等については、自立支援計画（様式B）を策定する。自立支援計画の策定に当たっては、事前に若年被害女性等と話し合う等により、若年被害女性等の意見が十分反映されるよう留意すること。

なお、自立支援計画は府に提出することとし、府から当該計画策定への意見や助言があれば、若年被害女性等に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。その際、事業者は、府が必要と判断した情報を速やかに提供しなければならない。

事業者は、自立支援計画に基づき、若年被害女性等個々の状況に応じて以下の支援を実施する。

①　若年被害女性等の新たな居住地に関して、若年被害女性等に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

②　若年被害女性等が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

③　生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

④　性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる若年被害女性等については、医療機関と十分な連携を図った上で支援する。

⑤　その他の若年被害女性等の自立に向けた必要な支援を行う。

５　事業者の遵守事項

（１）活動記録の作成

事業者は、４に掲げる事業を実施する際、若年被害女性等への支援の実施状況を確認できるよう、日報（様式C）及び個別支援記録（様式D）を作成する。

（２）支援に関する記録の保管及び報告

自立支援計画、日報及び個人別支援記録は事業終了後５年間保管するものとし、府が求める場合は報告しなければならない。

（３）個人情報の取扱い

本事業においては、国の定める「若年被害女性等支援事業実施要綱」における「５　留意事項」に基づき、府は効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこととする。

なお、事業者は、個別ケースに関する支援調整会議等において、関係機関の間で若年被害女性等に関する情報の共有を行うことについて、可能な限り支援開始時点等に若年被害女性等から同意を得ることとする。

（４）安全の確保

事業者は、事業の実施に当たっては、若年被害女性等が安全で安心して支援を受けることができる環境を整えなければならない。

６　経費の補助

本事業に要する費用の一部について、府は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金や府補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して４の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

７その他

本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。

附則

この要綱は、令和６年６月10日から施行する。